

報道関係者 各位

令和6年10月23日

【照会先】

神奈川県労働局 労働基準部 監督課
課長 松田 恵太郎
監察監督官 澤館 龍一
(電話) 045 (211) 7351

自動車運転者を使用する事業場に対する 令和5年の監督指導の状況を公表します

～労働基準関係法令違反が認められたのは、監督指導実施事業場のうち141事業場(81%)～

神奈川県労働局は、このたび、令和5年に神奈川県内の労働基準監督署(12署)で実施したトラック、バス、タクシーなどの自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導(立入調査)の状況を取りまとめたので、公表します。(別紙1参照)

令和5年の監督指導の概要

監督指導を実施した事業場は174事業場。このうち、労働基準関係法令違反が認められたのは、141事業場(81%)。また、改善基準告示違反が認められたのは、86事業場(49.4%)。

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)(別紙2-1参照)

主な労働基準関係法令違反事項は、労働時間(54.0%)、割増賃金の支払(22.4%)、休日(4.6%)。

主な改善基準告示違反事項は、最大拘束時間(37.4%)、総拘束時間(29.3%)、休息期間(24.7%)。

神奈川県労働局では、令和6年4月から自動車運転業務について時間外労働の上限規制及び改正された改善基準告示が適用されていることを踏まえ、引き続き、自動車運転者を使用する事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、法令違反の疑いがある事業場に対しては確実に監督指導を実施するなど、自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいきます。

また、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、書類送検を行うなど厳正に対応していきます。

(別紙1) 自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導の状況(令和5年)

(別紙2-1) 自動車運転者の「改善基準告示」等の主な改正内容(令和6年4月適用の新旧対応表)

(別紙2-2) 発着荷主等に対する要請リーフレット(「STOP!長時間の荷待ち」)

自動車運転者を使用する事業場に対する 監督指導の状況（令和5年）

1 監督指導状況

- (1) 業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

表中の()内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

業種	事項	監督実施 事業場数	労働基準関 係法令違反 事業場数	主な違反事項		
				労働時間	割増賃金	休日
トラック		131	108 (82.4%)	73 (55.7%)	34 (30.0%)	6 (4.6%)
バス		10	7 (70.0%)	5 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ハイヤー・ タクシー		12	10 (83.3%)	5 (41.7%)	2 (16.7%)	0 (0.0%)
その他		41	16 (39.0%)	11 (26.8%)	3 (7.3%)	2 (4.9%)
合計		174	141 (81.0%)	94 (54.0%)	39 (22.4%)	8 (4.6%)

(注1) 「その他」欄は、トラック、バス及びハイヤー・タクシー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場（自社で製造した製品を運搬するトラック運転者を使用する製造業の事業場、建設現場で使用する資材等を運搬するトラック運転者を使用する建設業の事業場など）。以下同じ。

(注2) 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。以下同じ。

- (2) 業種ごとの改善基準告示違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

業種	事項	監督実施 事業場数	改善基準 告示違反 事業場数	主な違反事項				
				総拘束 時間	最大拘束 時間	休息期間	最大運転 時間	連続運転 時間
トラック		131	72 (55.0%)	42 (32.0%)	57 (43.5%)	37 (28.2%)	20 (15.3%)	32 (24.4%)
バス		10	6 (60.0%)	4 (40.0%)	3 (30.0%)	2 (20.0%)	1 (10.0%)	0 (0.0%)
ハイヤー・ タクシー		12	2 (16.7%)	1 (8.3%)	2 (16.7%)	1 (8.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他		41	6 (14.6%)	4 (9.8%)	3 (7.3%)	3 (7.3%)	2 (4.9%)	3 (7.3%)
合計		174	86 (49.4%)	51 (29.3%)	65 (37.4%)	43 (24.7%)	23 (13.2%)	35 (20.1%)

(注) ハイヤー・タクシーは、改善基準告示において「連続運転時間」、「最大運転時間」の定めがない。

- (3) 令和3年から令和5年までの3年間に於ける業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び改善基準告示違反の事業場数は、次のとおりであった。

労働基準関係法令違反の事業場数の推移

	年	監督実施 事業場数	労働基準関係法 令違反事業場数	労働時間	割増賃金	休日
トラック	令和3年	88	75 (85.2%)	55 (62.5%)	26 (29.5%)	3 (3.4%)
	令和4年	131	111 (84.7%)	81 (61.8%)	31 (23.7%)	7 (5.3%)
	令和5年	131	108 (82.4%)	73 (55.7%)	34 (30.0%)	6 (4.6%)
バス	令和3年	9	4 (44.4%)	2 (22.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	令和4年	3	3 (100.0%)	1 (33.3%)	2 (66.7%)	0 (0.0%)
	令和5年	10	7 (70.0%)	5 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ハイヤー・ タクシー	令和3年	10	10 (100.0%)	4 (40.0%)	2 (20.0%)	0 (0.0%)
	令和4年	4	4 (100.0%)	2 (50.0%)	2 (50.0%)	0 (0.0%)
	令和5年	12	10 (83.3%)	5 (41.7%)	2 (16.7%)	0 (0.0%)
その他	令和3年	17	15 (88.2%)	11 (64.7%)	6 (35.3.0%)	0 (0.0%)
	令和4年	24	19 (79.2%)	13 (54.2%)	5 (20.8%)	0 (0.0%)
	令和5年	41	16 (39.0%)	11 (26.8%)	3 (7.3%)	2 (4.9%)
合計	令和3年	124	104 (83.9%)	72 (58.1%)	34 (27.4%)	3 (2.4%)
	令和4年	162	137 (84.6%)	97 (59.9%)	7 (4.3%)	40 (24.7%)
	令和5年	174	141 (81.0%)	94 (54.0%)	39 (22.4%)	8 (4.6%)

改善基準告示違反の事業場数の推移

	年	監督実施 事業場数	改善基準告示 違反事業場数	総拘束時間	最大拘束時間	休息期間
トラック	令和3年	88	54 (61.3%)	41 (46.6%)	38 (43.2%)	26 (29.5%)
	令和4年	131	74 (56.5%)	54 (41.2%)	54 (41.2%)	34 (26.0%)
	令和5年	131	72 (55.0%)	57 (43.5%)	57 (43.5%)	37 (28.2%)
バス	令和3年	9	3 (33.3%)	3 (33.3%)	2 (22.2%)	0 (0.0%)
	令和4年	3	2 (66.7%)	1 (33.3%)	2 (66.7%)	0 (0.0%)
	令和5年	10	6 (60.0%)	3 (30.0%)	3 (30.0%)	2 (20.0%)
ハイヤー・ タクシー	令和3年	10	1 (10.0%)	0 (0.0%)	1 (10.0%)	0 (0.0%)
	令和4年	4	2 (50.0%)	1 (25.0%)	2 (50.0%)	0 (0.0%)
	令和5年	12	2 (16.7%)	2 (16.7%)	2 (16.7%)	1 (8.3%)
その他	令和3年	17	12 (70.6%)	7 (41.2%)	10 (58.8%)	7 (41.2%)
	令和4年	24	10 (41.7%)	5 (20.8%)	8 (33.3%)	6 (25.0%)
	令和5年	41	6 (14.6%)	3 (7.3%)	3 (7.3%)	3 (7.3%)
合計	令和3年	124	70 (56.5%)	51 (41.1%)	51 (41.1%)	33 (26.6%)
	令和4年	162	88 (54.3%)	61 (37.7%)	66 (40.7%)	40 (24.7%)
	令和5年	174	86 (49.4%)	65 (37.4%)	65 (37.4%)	43 (24.7%)

(4) 令和5年の監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

事例 1 (トラック)

加工食品輸送を行うトラック事業者に対し、長時間労働の削減及び改善基準告示の遵守を指導

概要

- 南関東一帯を配送エリアとし、加工食品輸送を主とする運送会社である。トラック運転者（4名）に対し、時間外・休日労働に関する労使協定（36協定）で定めた延長時間（1か月当たり100時間）を超える違法な時間外労働（1か月当たり最大125時間）が認められた他、勤務の途中に適法な休憩を与えていなかったことが認められた。
- 改善基準告示に関しては、1か月の総拘束時間（延長協定により月320時間）を超えていること、1日の最大拘束時間（16時間）を超えていること、勤務終了後、継続8時間以上の休息期間を与えていないこと、連続運転時間が4時間を超えていたことが認められた。

労基署の対応

- トラック運転者に、36協定で定める延長時間を超えて時間外労働を行わせたこと及び勤務の途中に適法な休憩を与えていなかったことについて、労働基準法違反（同法第32条及び34条）として使用者に是正勧告し、時間外労働を1か月当たり80時間以下とするよう指導した。
- 改善基準告示に関しては、1か月の総拘束時間（延長協定により月320時間）を超えていること、1日の最大拘束時間（16時間）を超えていること、勤務終了後、継続8時間以上の休息期間を与えていないこと、連続運転時間が4時間を超えていたことについて、改善基準告示違反として使用者に是正勧告した。

指導後の会社の取組

- 長時間労働の原因が、人員不足によるドライバー個々人の業務繁忙であったことに鑑み、ドライバー増員のため積極的な採用活動を進めるとともに、ドライバーの定着を図るため完全週休二日制の実施に加え、一部に週休3日制を導入したほか、一運行の拘束時間を短縮し余裕を持った運行計画に変更するなど労働時間の削減を進めた。
- また、適法な休憩を取得させるため運行計画を見直すとともに、運行管理者がドライバー各人に運行記録計による休憩時間の記録を徹底するよう指導を行った。
- なお、荷主先での荷待ち（待機時間）も長時間労働の背景であったことから、荷主に対し、長時間の荷待ちが生じないよう事業者が要望したところ、状況に応じて荷待ちの順番を入れ替えるなど一定の理解を得たことで、荷待ち時間の解消に向けた見通しを立てている。
- 上記取組みの結果、トラック運転者について、1か月当たりの時間外労働が70時間以内となり、総拘束時間も293時間以内になるなど、労働基準法違反及び改善基準告示違反が是正された。
- さらに、会社からは是正後に労基署の労働時間相談・支援班による個別支援の希望があり、神奈川働き方改革推進支援センターと連携し、改正労働基準法による時間外労働の上限規制及び改善基準告示の改正に対応するための具体的改善策等について個別支援が実施された。

事例 2 (バス)

貸切バスを運行する事業者に対し、長時間労働の削減及び改善基準告示の遵守を指導

概要

- 貸切バスの運転者（2名）に対し、時間外・休日労働に関する労使協定（36協定）で定めた延長時間（1か月当たり90時間）を超える違法な時間外労働（1か月当たり最大125時間）が認められた他、勤務の途中に適法な休憩を与えていなかったことが認められた。
- 改善基準告示に関しては、1日の最大拘束時間（16時間）を超えていること、勤務終了後、継続8時間以上の休息期間を与えていないことが認められた。

労基署の対応

- バス運転者に、36協定で定める延長時間を超えて時間外労働を行わせたこと及び勤務の途中に適法な休憩を与えていなかったことについて、労働基準法違反（同法第32条及び34条）として使用者に是正勧告し、時間外労働を1か月当たり80時間以下とするよう指導した。
- 改善基準告示に関しては、1日の最大拘束時間（16時間）を超えていること、勤務終了後、継続8時間以上の休息期間を与えていないことについて、改善基準告示違反として使用者に是正勧告した。

指導後の会社の取組

- 長時間労働の原因が、人員不足とともに営業所の業務過多によるドライバー個々人の業務繁忙であったことに鑑み、
 - ・人員不足対策として、ドライバー増員のため積極的な採用を行った。さらに、令和6年4月から適用される自動車運転業務に対する時間外労働の上限規制及び改善基準告示の改正に対応するため、継続的な増員計画を立てていること。
 - ・営業所の業務過多を解消するため、配車している請負業務の一部を他の営業所へ移管するなど効果的な業務軽減を図ることで労働時間の削減を進めた。
- また、健康管理を含めた社員教育をあらためて実施することで、ドライバー自身の働き方に対する意識改革を進めるとともに、労働時間の削減による労働条件（賃金）低下を招かないよう、基本給のベースアップ、距離手当の新設等によりドライバーのモチベーションを引き上げることで業務効率化を図り、長時間労働による健康障害防止に向けた実効性のある取組みを推し進めた。
- さらに、適法な休憩を取得させるため運行計画を見直すとともに、運行管理者がドライバー各人に運行記録計による休憩時間の記録を徹底するよう指導を行った。
- 上記取組みの結果、バス運転者について、1か月当たりの時間外労働が70時間以内となり、1日の最大拘束時間が16時間以内（15時間を超える回数は週2回以内）になるなど、労働基準法違反及び改善基準告示違反が是正された。

事例 3 (タクシー)

タクシー事業者に対し、長時間労働の削減、累進歩合制度の廃止及び年次有給休暇の時季指定を指導

概要

- タクシー運転者の賃金について、基本給・時間外手当など明細上の支給項目は分かれていたものの、実際は営業収入額に対し歩合率が段階的に定めており、営業収入と歩合率から計算した総支給額を算出し、便宜上、基本給・時間外手当等に分けて支給している実態（いわゆる「累進歩合制度」）が認められた。
- タクシー運転者に、時間外及び休日労働に関する労使協定（36協定）で定めた延長時間（1か月当たり80時間）を超える違法な時間外労働（1か月当たり最大87時間）が認められた他、勤務の途中に適法な休憩を与えていなかったことが認められた。
- 法定の年次有給休暇付与日数が10日以上の一部の労働者に対し、付与された日数のうち5日について、付与日から1年以内に休暇の取得時季を指定していなかったことが認められた。

労基署の対応

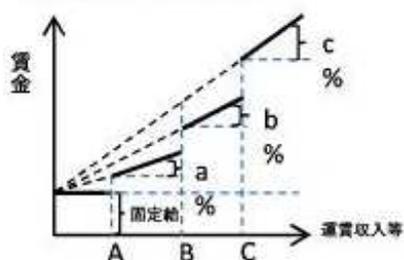
- いわゆる「累進歩合制度」は、長時間労働等を極端に誘発するおそれがあることから、賃金制度の見直しを指導した。
- タクシー運転者に、36協定で定める延長時間を超えて時間外労働を行わせたこと及び勤務の途中に適法な休憩を与えていなかったことについて、労働基準法違反（同法第32条及び34条）として使用者に是正勧告し、時間外労働を1か月当たり80時間以下とするよう指導した。
- また、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上労働者に対し、1年以内に5日、取得時期を指定して同休暇を取得させていなかったことについても、労働基準法違反として是正勧告した。

指導後の会社の取組

- 累進歩合制度を廃止することを内容とする就業規則（賃金規定）の改訂を行った。
- 長時間労働の抑制を意識した配車管理を行い、配車計画どおりの帰庫を徹底するようタクシー運転手に対する社員教育を実施することで労働時間の削減を図っている。
- 休暇取得促進を呼びかけるとともに、年次有給休暇管理簿を作成し、休暇取得が低調なタクシー運転者に対しては時季を指定することで確実な休暇取得を図っている。
- 上記取組みの結果、タクシー運転者について、1か月当たりの時間外労働が80時間以内となり、法定の年次有給休暇付与日数が10以上の全ての労働者について、1年以内に5日以上以上の休暇取得が図られるなど、労働基準法違反が是正された。

○ 累進歩合制度の廃止について

累進歩合制度とは、運賃収入等に応じて歩合給が定められている場合に、その歩合給の額が非連続的に増減するいわゆる「累進歩合給」などをいう（下図参照）。累進歩合制度は、自動車運転者の長時間労働やスピード違反を極端に誘発するおそれがあり、交通事故の発生も懸念されることから、採用することは望ましくないとし、労働基準局長通達に基づき、その廃止を指導している。



- 運賃収入等がA以下の場合
賃金 = 固定給
- 運賃収入等がAを超えB以下の場合
賃金 = 固定給 + 運賃収入等 × 歩率a%
- 運賃収入等がBを超えC以下の場合
賃金 = 固定給 + 運賃収入等 × 歩率b%
- 運賃収入等がCを超えた場合
賃金 = 固定給 + 運賃収入等 × 歩率c% (a < b < c)

2 国土交通省地方運輸機関との連携

自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が、その監督等の結果（改善基準告示違反等）を相互に通報している。

また、令和5年においては、労働基準監督機関と地方運輸機関が連携して、合同で4件の監督・監査を行った。

【相互通報制度の実施状況（過去3年間）】

事項	年	令和3年	令和4年	令和5年
	労働基準監督機関から通報した件数		19	24
労働基準監督機関が通報を受けた件数		18	24	14

3 全国との比較（令和5年 監督指導状況）

業種	事項	監督実施事業場数		労働基準関係法令違反事業場数		改善基準告示違反事業場数	
		神奈川	全国	神奈川	全国	神奈川	全国
トラック		131	2,928	108 (82.4%)	2,389 (81.6%)	72 (55.0%)	1,706 (58.3%)
バス		10	193	7 (70.0%)	155 (80.3%)	6 (60.0%)	102 (52.8%)
ハイヤー・タクシー		12	299	10 (83.3%)	269 (90.0%)	2 (16.7%)	100 (33.4%)
その他		41	291	16 (39.0%)	236 (81.1%)	6 (14.6%)	91 (31.3%)
合計		174	3,711	141 (81.0%)	3,049 (82.2%)	86 (49.4%)	1,999 (53.9%)

自動車運転者の「改善基準告示」等の主な改正内容 (令和 6 年 4 月 1 日適用)

	1日の休息期間	1日の拘束時間	年・月の拘束時間	その他
トラック 	<p>【改正前】 継続 8 時間以上</p> <p>【改正後】 継続 11 時間以上とするよう努めることを基本、9 時間を下限</p> <p>※宿泊を伴う長距離運送の場合、8 時間下限が週 2 回まで可。 その場合、運行終了後 12 時間以上を確保。</p>	<p>【改正前】 原則13時間以下、最大16時間15時間超は週 2 回以内</p> <p>【改正後】 原則13時間以下、最大 15 時間 14時間超は週 2 回までが目安</p> <p>※宿泊を伴う長距離運送の場合、16時間が週 2 回まで可。</p>	<p>【改正前】 (原則) 月 293 時間以内 (例外) 月 320 時間以内</p> <p>【改正後】 (原則) 年 3,300 時間以内 かつ 月 284 時間以内 (例外) 年 3,400 時間以内 かつ 月 310 時間以内 ※ 1 月の時間外・休日労働が 100 時間未満となるよう努める</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予期し得ない事象に遭遇した場合の特例 (新設) (その他個別の規定あり)
タクシー 	<p>【改正前】 継続 8 時間以上</p> <p>【改正後】 継続 11 時間以上とするよう努めることを基本、9 時間を下限</p>	<p>【改正前】 原則13時間以下、最大16時間</p> <p>【改正後】 原則13時間以下、最大 15 時間 14時間超は週 3 回までが目安</p>	<p>【改正前】 月 299 時間以内 (日勤)</p> <p>【改正後】 月 288 時間以内 (日勤)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予期し得ない事象に遭遇した場合の特例 (新設)
バス 	<p>【改正前】 継続 8 時間以上</p> <p>【改正後】 継続 11 時間以上とするよう努めることを基本、9 時間を下限</p>	<p>【改正前】 原則13時間以下、最大16時間15時間超は週 2 回以内</p> <p>【改正後】 原則13時間以下 最大 15 時間 14時間超は週 3 回までが目安</p>	<p>【改正前】 (原則) 週65時間以内(4週平均) (例外) 週71.5時間以内(同上) ※月換算で 原則281(例外309)時間</p> <p>【改正後】 (原則) 年 3,300 時間以内 かつ 月 281 時間以内 (例外 ※貸切バス等乗務者の場合) 年 3,400 時間以内 かつ 月 294 時間以内など ※ 4 週平均の基準も選択可</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予期し得ない事象に遭遇した場合の特例 (新設) ・ 軽微な移動が生じた場合の特例 (新設)

※ 自動車運転の業務に係る上限規制については以下のとおり。
⇒ 時間外労働：年960時間以下（令和 6 年 4 月 1 日適用）

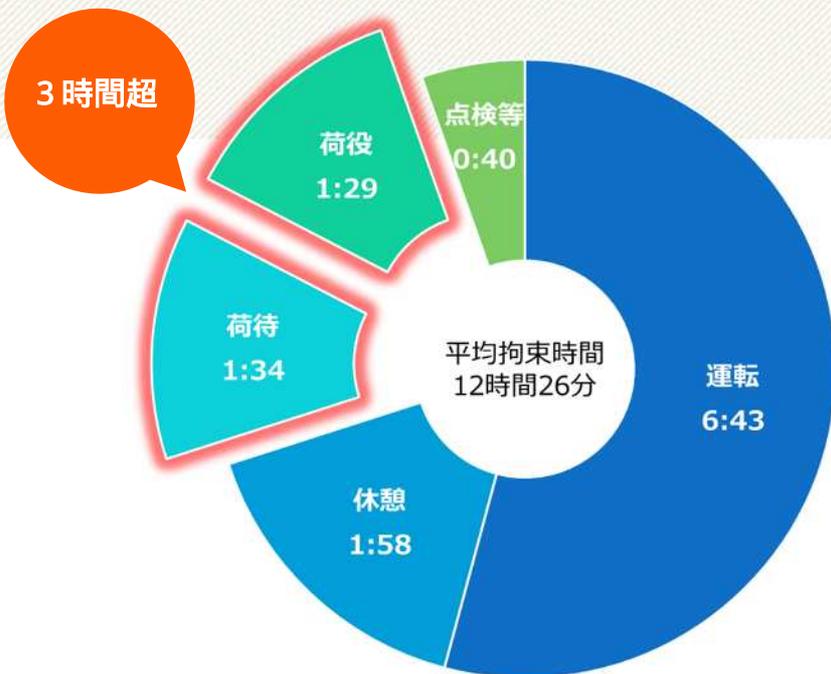
STOP!



長時間の荷待ち

物流は重要な社会インフラであり、国民生活や経済活動になくてはならないものです。

トラックドライバーの拘束時間の内訳



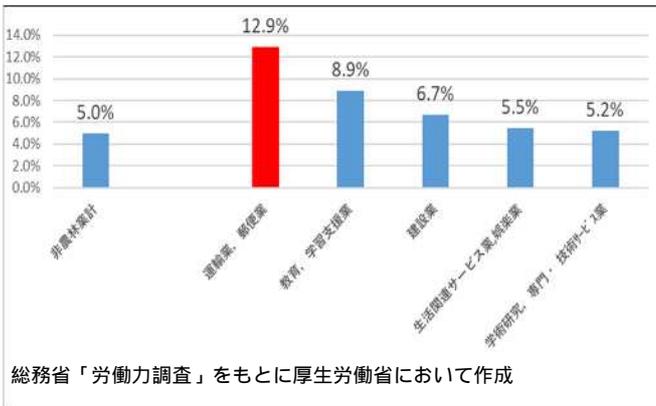
出典：国土交通省「トラック輸送状況の実態調査(R2)」

トラックドライバーの長時間労働を改善していくため、また、今後の物流を支えていくためにも、荷待ち時間、荷役時間の削減に向けた取組に、ご理解とご協力をお願いいたします。



⚠️ 他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多

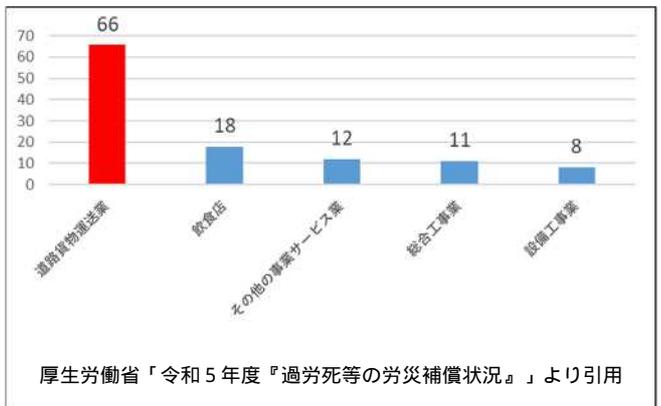
月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合（R5年、上位業種）



雇用者のうち、休業者を除いた者の総数に占める割合

道路貨物運送業は、他の業種よりも、長時間労働となっている方の割合が高くなっています。

脳・心臓疾患の労災支給決定件数（R5年度、上位業種）



道路貨物運送業は、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多くなっています。

こうした長時間労働の背景には昔からの取引慣行などトラック運送事業者の努力だけでは見直しが困難なものもあります。



⚠️ このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難に

担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の発生などにより、危機的状況との指摘もあります。

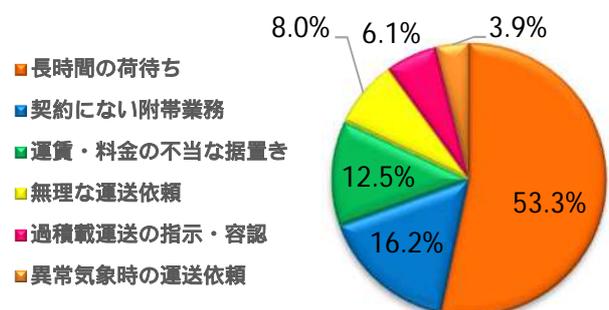


トラックGメンによる「働きかけ」等の中で、荷主都合による「長時間の荷待ち」「契約にない附帯業務」を合計すると、約7割を占めます

こうした状況を踏まると、発着荷主の皆さまにも長時間の荷待ち等の削減に向けた取組を行っていただくことが必要です。

何も対策をしなければ、2030年には34%の輸送力が不足するかもしれません。

国土交通省による「働きかけ」等における違反原因行為の割合（R6.6.30時点）



11貨物自動車運送事業法等に違反する原因となるおそれのある行為

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

1

長時間の恒常的な荷待ちの改善、荷役作業の効率化をお願いします

以下の取組にご理解とご協力をお願いいたします。

取組例

- ・ 予約受け付けシステムの導入（発着荷主共通）
- ・ パレット等の活用（発着荷主共通）
- ・ 納品リードタイムの確保（着荷主）
- ・ 運送を考慮した出荷時刻の設定（発荷主） など

「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」（2023年6月）



運送契約を締結するにあたっては、契約は書面で行うとともに、運送の対価である「運賃」と、荷役作業などの対価である「料金」を分けて契約し、契約にない附帯作業等を命じることがないようにしましょう。

労働災害防止のため、トラックドライバーに荷役作業をお願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。

パンフレット
「荷役作業での労働災害を防止しましょう！『陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン』のご案内」



2

改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

トラック運送事業者は、ドライバーの拘束時間等を定めた改善基準告示を遵守しなければなりません。運送業務の発注を担当される方にも、改善基準告示を知ってもらい、トラックの安全な走行の確保のためにも、改善基準告示に配慮した着時刻・納品期日の設定・発注をお願いします。

パンフレット
「トラック運転者の労働時間等の改善基準のポイント」



改善基準告示について、詳細はパンフレットをご覧ください。
ご不明な点は最寄りの労働基準監督署や裏面の労働時間適正化指導員へお問い合わせください。

「標準的運賃」に、ご理解・ご協力をお願いします

「標準的運賃」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したものです。2024年3月に、「標準的運賃」は8%上昇、「標準運送約款」は附帯作業の料金等、契約条件の明確化を行う形で改正されました。

トラックドライバーは長時間労働・低賃金の傾向にあります。ドライバー不足による物流の停滞を引き起こさないためにも、物流産業を魅力ある職場とし、労働環境を改善することが必要です。

荷主、元請運送事業者の皆さまも、

「標準的運賃」の趣旨をご理解いただき、
ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省
「トラック輸送の新たな「標準的運賃」が告示されました」



「改正物流法」に、ご理解・ご協力をお願いします

物流産業を魅力ある職場とするため、2024年4月からトラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用されている一方、何も対策を講じなければ物流の停滞を生じかねないという、いわゆる「2024年問題」に直面しています。
こうした中、同年5月に、荷待ち・荷役時間の削減や多重下請構造の是正等を進める改正物流法が公布されました。

改正物流法に基づき、令和7年度以降、企業規模を問わず、すべての荷主（発荷主・着荷主）と物流事業者に対し、荷待ち・荷役時間の削減等のために取り組むべき措置について努力義務が新たに課せられます。
また、トラック事業者の取引に対しては、運送契約締結時の書面交付や実運送体制管理簿の作成等の義務が新たに課せられます。

荷主・元請運送事業者の皆さまにおかれましては、
物流の生産性向上・適正化に向けた

「**改正物流法**」についてご理解いただき、
ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省
「改正物流法」について



お問い合わせ

荷待ち時間の見直しにあたっては、都道府県労働局労働基準部監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。
ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。

労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号
北海道	011-709-2057	石川	076-265-4423	岡山	086-225-2015
青森	017-734-4112	福井	0776-22-2652	広島	082-221-9242
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		